

平成19年から税源移譲により 所得税と市県民税が変わります

地方分権を積極的に進める「三位一体改革」の一環として、税源移譲が実施されます。これにより、所得税(国税)と市県民税(地方税)の税率が変わることで、国の税収が減り、地方の税収が増えます。

■問い合わせ 税務課(☎982-1111、内線533)

所得税

平成19年1月分から適用

4段階の税率を **6段階に細分化**

(所得税と市県民税を合わせた税負担が変わらないよう制度設計)

市県民税

平成19年6月分から適用

3段階の税率から **一律10%に**

(市民税6%・県民税4%)

ほとんどの方は、**1月分から所得税が減り、6月分から市県民税が増える**こととなります。しかし、税源の移し替えのため、「所得税+市県民税」の**負担は基本的には変わりません**。

モデルケース 税源移譲による負担変動(年額)

独身者の場合

給与収入	税源移譲前			→	税源移譲後			=	負担 増減額
	所得税	市県民税	合計		所得税	市県民税	合計		
300万円	124,000円	64,500円	188,500円		62,000円	126,500円	188,500円		0円
500万円	258,000円	163,000円	421,000円		160,500円	260,500円	421,000円		0円
700万円	474,000円	307,000円	781,000円		376,500円	404,500円	781,000円		0円

夫婦+子ども2人の場合

給与収入	税源移譲前			→	税源移譲後			=	負担 増減額
	所得税	市県民税	合計		所得税	市県民税	合計		
300万円	0円	9,000円	9,000円		0円	9,000円	9,000円		0円
500万円	119,000円	76,000円	195,000円		59,500円	135,500円	195,000円		0円
700万円	263,000円	196,000円	459,000円		165,500円	293,500円	459,000円		0円

※夫婦+子ども2人の場合、子どものうち1人が特定扶養親族(16歳以上23歳未満)に該当するものとしています。
 ※一定の社会保険料が控除されているものとして計算しています。
 ※定率減税については考慮していません。

◎税源移譲以外の主な変更点

市県民税の老年者非課税措置の廃止

平成17年1月1日現在、65歳以上(昭和15年1月2日以前に生まれた方)で、前年の合計所得金額が125万円以下の方には、市県民税を非課税とする「老年者非課税措置」が平成17年度まで適用されていましたが、平成18年度から廃止されています。ただし、下記のとおり経過措置を設けています。

平成17年度

前年の合計所得金額が125万円以下の方

非課税

平成18年度以降

前年の合計所得金額が125万円以下の方

課税

経過措置として、

平成18年度は税額の3分の2を減額

平成19年度は税額の3分の1を減額

平成20年度以降は、全額負担

※この経過措置は、昭和15年1月2日以前に生まれた方が対象です。

定率減税の廃止

平成11年度から、景気回復のための特別措置として導入されていた「定率減税」が廃止されます。

平成18年

所得税：平成18年1月分から税額の10%相当額を減額(12.5万円を限度)

市県民税：平成18年6月分から税額の7.5%相当額を減額(2万円を限度)

平成19年以降

所得税：平成19年1月分から廃止

市県民税：平成19年6月分から廃止

モデルケース

夫婦+子ども2人・給与収入700万円(年額)

	平成18年	平成19年以降
市県民税	196,000円	市県民税 293,500円
・定率減税	▲14,700円	・定率減税 廃止
所得税	263,000円	所得税 165,500円
・定率減税	▲26,300円	・定率減税 廃止
合計	418,000円	合計 459,000円

※子どもの1人が特定扶養親族に該当するものとしています。
※一定の社会保険料が控除されているものとして計算。

手話通訳者・要約筆記者奉仕員派遣事業をご存じですか？

手話及び要約筆記をコミュニケーション手段とする聴覚障害者や音声又は言語機能障害者が、意思の疎通を容易にするため、平成18年10月から手話通訳者・要約筆記者奉仕員の派遣事業を行っています。

■対象 市内に在住する身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障害者等

■内容

- 生命及び健康の維持増進に関する場合
 - 財産・労働等権利義務に関する場合
 - 官公庁、裁判所、警察、公共職業安定所、学校等公的機関と連絡調整を図る場合
 - 社会参加を促進する学習活動等に関する場合 等
- ※ただし、営利目的や個人の娯楽に関する場合等は、対象になりません。

■派遣範囲 原則として愛媛県内



■派遣時間・回数

- 1回につき3時間まで
- 1人当たりの派遣回数は1週間に3回まで

■費用 無料

■申請方法

個人の場合は、派遣希望日の7日前まで
団体の場合は、1か月前までに申請をしてください。

■問い合わせ 福祉課障害者福祉担当(内線556)